

12. ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

項 目	平成21年度 第2四半期 (上半期)末	平成20年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	3,458,773	2,870,669
基金等	500,858	515,531
価格変動準備金	181,174	177,522
危険準備金	458,323	458,323
一般貸倒引当金	2,182	2,340
その他有価証券の評価差額×90% (マイナスの場合100%)	986,019	359,996
土地の含み損益×85% (マイナスの場合100%)	379,686	386,766
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	762,526	767,164
負債性資本調達手段等	100,000	100,000
控除項目	—	—
その他	88,000	103,025
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$ (B)	570,443	522,540
保険リスク相当額 R1	129,148	131,716
第三分野保険の保険リスク相当額 R8	51,676	52,927
予定利率リスク相当額 R2	74,099	79,303
資産運用リスク相当額 R3	445,806	389,191
経営管理リスク相当額 R4	14,138	13,187
最低保証リスク相当額 R7	6,190	6,213
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	1,212.6%	1,098.7%

- (注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています(「全期チルメル式責任準備金相当額超過額」は告示第50号第1条第3項第1号に基づいて算出しています)。
2. 「控除項目」は、平成8年大蔵省告示第50号第1条の2に規定する他の保険会社または保険業法第106条第1項第3号から第5号までに掲げる子会社等の資本調達手段について、意図的な保有相当額があればこれを記載しますが、当社では該当項目はありません。
3. 「最低保証リスク相当額」は、平成8年大蔵省告示第50号第2条第4項に規定する標準的方式に基づいて算出しています。